

一宮市建築工事余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、一宮市が発注する建築工事において、受注者の施工時期の平準化及び円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間：受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。
- (2) 標準実工期：発注者が定める工事期間（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- (3) 実工期：受注者が実際に工事を施工するための期間で、「実工期間通知書（別記様式）」で提出した、工事の始期から終期まで（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (4) 全体工期：契約締結日の翌日から、発注者があらかじめ定めて設計図面の特記事項に明示した工事完了期限までをいう。

（対象工事）

第3条 フレックス方式の対象となる工事は、余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、発注者がこれを適用することが有利であると判断した工事とする。

2 フレックス方式を適用し発注する工事は、設計図面の特記事項にフレックス方式であることを明示し、工事名の末尾に「(余裕期間)」を明示する。

（余裕期間）

第4条 発注者は、余裕期間を標準実工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲で設定することができる。

- 2 余裕期間における現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。
- 3 受注者は、余裕期間の間は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との調整（以下「準備等」という。）は、この限りでない。
- 4 余裕期間の間に行う前項の「準備等」は、受注者の責任において行うものとする。
- 5 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人、主任技術者、監理技術者等の配置を要しない。

（全体工期、工事の始期及び終期）

第5条 発注者は、全体工期をあらかじめ定め、余裕期間及び標準実工期を設計図面の特記

事項に明示することとする。

- 2 受注者は、全体工期の範囲内において、休日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を実工事期間の始期及び終期として設定し、契約締結前（落札候補者決定通知書に記載のある入札参加資格確認申請書の提出まで）に別記様式により発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者が前項の規定による通知をしなかったときは、受注者は、全体工期を実工事期間として設定したものとみなす。
- 4 受注者は、契約締結後に技能労働者や建設資材等の確保のため実工事期間を見直す必要が生じた場合には発注者と協議のうえ、全体工期の範囲内であれば、工期の延長を請求できるものとする。

（契約関係の取扱い）

第 6 条 フレックス方式を適用する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、実工事期間を記載する。
- (2) 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、実工事期間の始期から起算して 10 日（休日を除く。）以内に実工事期間にて登録するものとする。
- (3) 契約保証の期間は、契約締結日から実工事期間の終期までとする。
- (4) 前払金は、実工事期間の始期より前に支払を請求することができないものとする。
- (5) 受注者は、建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を、実工事期間の始期後速やかに発注者に提出するものとする。

（経費の負担）

第 7 条 フレックス方式を適用することにより増加する費用は、受注者の負担とする。

（その他）

第 8 条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

付 則

この要領は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

(別記様式)

実工事期間通知書

年 月 日

(あて先)
一宮市長

請負者 住所又は
所在地
商号又は
名称
代表者氏名

下記のとおり工期を定めたので通知します。

記

工事番号	公建第 号
工事名	
工事場所	
実工事期間	始期 年 月 日
	終期 年 月 日